

平成30年 9 月13日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各 市 町 村 教 育 委 員 会 教 育 長
(札 幌 市 教 育 委 員 会 を 除 く 。)
(各 市 町 村 立 学 校 長) 様
(各 幼 稚 園 長)
(各 共 同 調 理 場 長)
各 学 校 給 食 組 合 教 育 委 員 会 教 育 長

北海道教育委員会教育長 佐 藤 嘉 大

学校等における感染症及び食中毒の発生並びに出席停止に係る報告について
(通知)

このことについて、学校等において感染症及び食中毒の発生並びに出席停止が行われた場合には、別添により取り扱うこととしますので、平成30年10月1日以降については、本通知に基づき適切に報告願います。

なお、平成21年4月22日付け教学健第128号「学校等における感染症及び食中毒の発生並びに出席停止に係る報告について(通知)」は、平成30年9月30日をもって廃止します。

〔 学校教育局健康・体育課学校保健・体育グループ
学校教育局健康・体育課学 校 給 食 グ ル ー プ 〕

学校等における感染症及び食中毒の発生並びに出席停止に係る報告について

1 報告の種類について

学校等における感染症及び食中毒の発生並びに出席停止に係る報告の種類は次のとおりとする。

(1) 発生報告

ア 学校給食に係るものを除く発生報告

イ 学校給食に係る発生報告

(2) 出席停止報告

2 報告の対象となる疾病等について

次に掲げる感染症等の発生があったときは、別記様式等により報告する。

(1) 学校保健安全法施行規則（昭和 33 年文部省令第 18 号。以下「規則」という。）第 18 条に定める感染症

(2) 食中毒

3 発生報告について

(1) 学校給食に係るものを除く発生報告

ア 報告を要する場合

次のいずれかに該当する場合

(ア) 2 (1)の感染症のうち第一種の感染症、結核、麻しん及び2 (2)の食中毒の患者が発生した場合又はその疑いがある場合

(イ) (ア)以外の感染症の患者が発生し、又はその疑いがあるため、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号。以下「法」という。）第 20 条に定める臨時休業、法第 13 条第 2 項に定める臨時の健康診断又は規則第 21 条に定める学校等の消毒等の措置を実施する場合

(ウ) (ア)以外の感染症の患者が集団的（概ね 10 名以上）に発生した場合又はその疑いがある場合

(エ) 2 の疾病等により児童生徒の死亡等重大な事態が発生した場合

イ 報告様式及び方法

(ア) (1)ア(ア)及び(エ)の場合、発生時、直ちに教育局へ電話でその状況を報告すること。

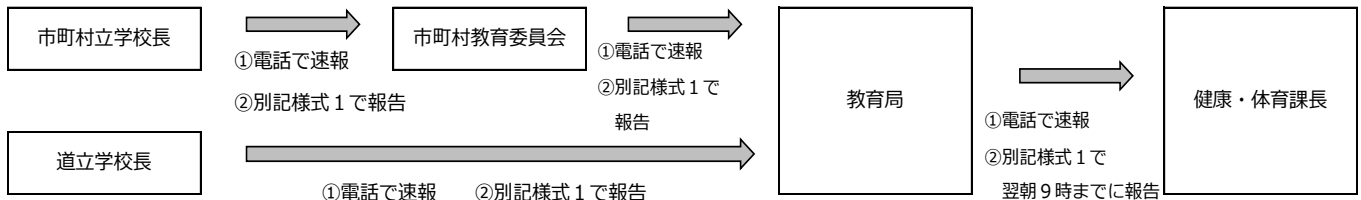
(イ) 「学校等における感染症・食中毒（学校給食に係るものを除く）発生報告書」（別記様式 1）により速やかに報告するとともに、発生からおよそ 1 週間又は、集団的（概ね 10 名以上）発生が解消するまで毎日翌朝 9 時までに報告すること。

(ウ) 報告内容に変更があったとき及び報告に係る疾病等が終息したときは、「学校等における感染症・食中毒（学校給食に係るものを除く）発生報告書」（別記様

式1)により報告すること。

ウ 報告先

道立学校長は教育局を経由の上、市町村立学校長は市町村教育委員会及び教育局を経由の上、健康・体育課長に報告する。



※「①電話で速報」は、3(1)アの(ア)及び(エ)の場合のみ

(2) 学校給食に係る発生報告

ア 報告を要する場合

学校給食に係る食中毒が発生、又はその疑いがある場合

イ 報告様式及び方法

(ア) 発生時、直ちに教育局及び保健所へ電話でその状況を報告すること。

(イ) 「学校(共同調理場)における食中毒発生状況報告」(別記様式2-1)により速やかに報告するとともに、その状況の軽重により、適宜中間報告をすること。

(ウ) 終息したときは、「学校における感染症・食中毒等発生状況報告」(別記様式2-2)により速やかに報告すること。

ウ 報告先

(ア) 道立学校長は教育局を経由の上、健康・体育課長に報告する。

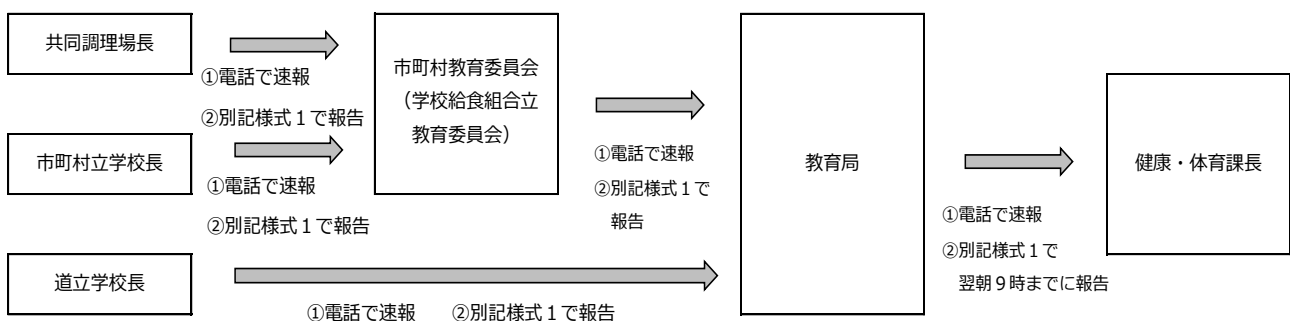
(イ) 市町村立学校長は市町村教育委員会及び教育局を経由の上、健康・体育課長に報告する。ただし、共同調理場が調理した学校給食による食中毒については、次のとおり報告すること。

- ・共同調理場が調理した学校給食による食中毒

受配校からの報告を受けた共同調理場長は市町村教育委員会に報告し、市町村教育委員会は教育局を経由の上、健康・体育課長に報告する。

- ・学校給食組合立の共同調理場が調理した学校給食による食中毒

学校給食組合教育委員会が、学校給食組合を構成する市町村教育委員会の報告を取りまとめ、教育局を経由の上、健康・体育課長に報告する。



4 出席停止報告について

(1) 報告を要する場合

2 (1)の感染症について、法第 19 条に定める出席停止を行った場合

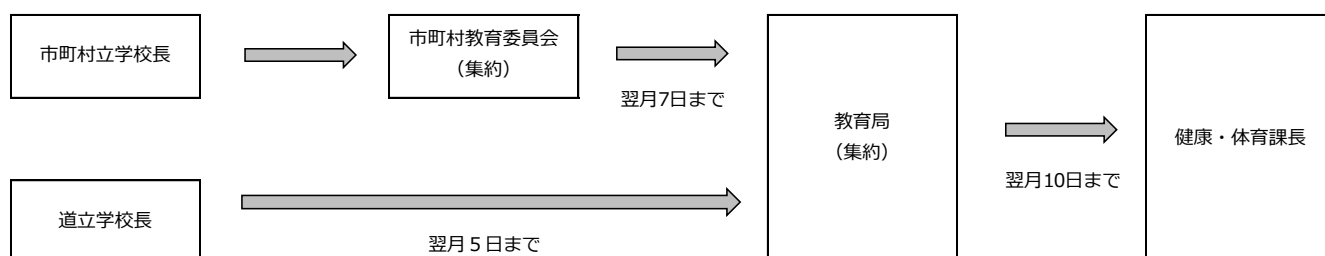
(2) 報告様式及び方法

ア (1)の場合、「感染症にかかる出席停止報告書」(別記様式3)により報告すること。なお、別途通知した場合には、その通知に従い報告すること。

イ 道立学校長は、毎月の出席停止状況を翌月5日までに教育局に報告する。

ウ 市町村教育委員会は、市町村立学校長の報告に基づき、月ごとの集計を翌月7日までに教育局に報告する。

エ 教育局はイ及びウの報告を集約の上、毎月10日までに健康・体育課長あて「感染症にかかる出席停止報告書」(別記様式3)により報告する。



5 保健所への連絡等について

学校長等が出席停止または臨時休業等の措置を取った場合は、法第 18 条及び学校保健安全法施行令(昭和 33 年政令第 174 号)第 5 条の規定に基づき、所管の保健所(保健福祉事務所保健福祉部)に連絡すること